



長野県報

2月26日(木)
令和8年
(2026年)
第687号

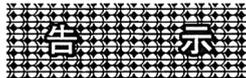
目次

告示

救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定(医療政策課)	2
児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定(障がい者支援課)	2
児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の事業廃止の届出(障がい者支援課)	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障がい者支援課)	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の事業 廃止の届出(障がい者支援課)	3
長野県希少野生動植物保護条例に基づく保護回復事業計画の策定及び閲覧(自然保護課)	4
公共測量の終了(建設政策課)	4
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定(2件)(砂防課)	5
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(5件)(道路管理課)	6
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課)	8

公告

特定調達契約に係る一般競争入札(危機管理防災課)	9
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧(産業立地・IT振興課)	11
大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定による届出及び届出書等の縦覧(産業立地・IT振興課)	21
企画提案公募(プロポーザル)(学びの改革支援課)	22
随意契約の相手方の決定(学びの改革支援課)	23
特定調達契約に係る一般競争入札(会計課)	24
令和6年度包括外部監査の結果に関する報告に基づき講じた措置(監査委員事務局)	27
特定調達契約に係る落札者の決定(2件)(水道・生活排水課)	45
特定調達契約に係る一般競争入札(学びの改革支援課)	45



長野県告示第68号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりである。

令和8年2月26日

長野県知事 阿部守一

名称	所在地	認定の有効期限
佐久市立国保浅間総合病院	佐久市岩村田1862-1	令和11年3月31日
佐久穂町立千曲病院	南佐久郡佐久穂町大字高野町328	令和11年3月19日
長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院佐久医療センター	佐久市中込3400-28	令和11年2月28日

医療政策課

長野県告示第69号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

令和8年2月26日

長野県知事 阿部守一

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日	障害児通所支援の種類
一般社団法人コモニング 原村	放課後等デイサービス コモリン原村	諏訪郡原村5704番地1	令和7年11月1日	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援
スノーリンク株式会社	プラス・クオリティー	伊那市山寺243番地	令和8年1月1日	児童発達支援

障がい者支援課

長野県告示第70号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者から当該指定に係る事業を廃止する旨の届出がありました。

令和8年2月26日

長野県知事 阿部守一

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止した年月日	障害児通所支援の種類
スノーリンク株式会社	こどもプラス伊那第2 教室	伊那市山寺243番地	令和7年12月31日	児童発達支援
社会福祉法人ふれあい	ふれあいキッズみのわ 教室	上伊那郡箕輪町大字中箕 輪8944番地1	令和7年12月31日	児童発達支援 放課後等デイサービス

障がい者支援課

長野県告示第71号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

令和8年2月26日

長野県知事 阿部 守一

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日	障害福祉サービスの種類
株式会社 Strelizia-LC	グループホームBitte I	諏訪市中洲4338番地7	令和7年11月1日	介護サービス包括型共同生活援助
株式会社総合キャリアトラスト	SAKURA 岡谷センター	岡谷市本町1丁目5番地6 山崎ビル1階	令和7年11月1日	就労選択支援
一般社団法人ソーシャルデザインプロジェクト丘のりんご	WORK Lab. 南信州	飯田市松尾町2丁目28番地	令和7年11月1日	就労継続支援B型
社会福祉法人平成会	就労継続支援B型事業所 あかつき辰野	上伊那郡辰野町大字樋口2434番地1	令和7年11月1日	就労継続支援B型
合同会社 GEN	げんきハウス	北佐久郡軽井沢町大字長倉4143番地11	令和7年12月1日	介護サービス包括型共同生活援助
スマイルブレイン合同会社	就労継続支援A型事業所 ありがとう	小諸市大字市907番地	令和7年12月1日	就労継続支援A型
社会福祉法人ひだまりの郷あなん	多機能型事業所 なないろ	下伊那郡阿南町富草4022	令和7年12月1日	就労継続支援B型
一般社団法人しょう	しょう×ちくま	千曲市大字戸倉1770番地1	令和7年12月1日	就労定着支援
株式会社ひととき	居宅介護ひととき	上伊那郡箕輪町中箕輪9908番地6	令和8年1月1日	行動援護
社会福祉法人諏訪市社会福祉協議会	諏訪市福祉作業所 さざ波の家	諏訪市清水3番地3663	令和8年1月1日	就労選択支援
株式会社グローブ	ハヶ岳福祉農園	茅野市米沢3889番地2	令和8年1月1日	就労継続支援B型

障がい者支援課

長野県告示第72号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る事業を廃止する旨の届出がありました。

令和8年2月26日

長野県知事 阿部 守一

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止した年月日	障害福祉サービスの種類
社会福祉法人ひだまりの郷あなん	阿南町就労支援センター	下伊那郡阿南町北條1621番地3	令和7年11月30日	就労継続支援B型
株式会社グローブ	エバーグロウ	茅野市本町西15番地36	令和7年12月31日	就労移行支援

特定非営利活動法人八ヶ岳福祉農園	特定非営利活動法人八ヶ岳福祉農園	茅野市米沢3889番地2	令和7年12月31日	就労継続支援B型
特定非営利活動法人コンプタ・キュリア	ヘルパーステーションまがりっと	安曇野市三郷温2193番地1	令和8年1月15日	重度訪問介護

障がい者支援課

長野県告示第73号

長野県希少野生動物保護条例（平成15年長野県条例第32号）第31条第1項の規定により、アカモズに関する保護回復事業計画を定めましたので、同条第3項の規定により、その概要を次のとおり告示します。

なお、当該計画は、長野県環境部自然保護課、各地域振興局環境担当課、各地域振興局行政情報コーナー及び環境保全研究所飯綱庁舎において閲覧に供します。

令和8年2月26日

長野県知事 阿部 守一

1 対象とする種

アカモズ: *Lanius cristatus superciliosus*

2 事業の目標

(1) 短期的な目標

現在確認されている県内の中核的な繁殖地における保護の取組を継続しつつ、その取組を各繁殖適地に拡大しながら、現在の繁殖つがい数40を概ね5年後に70つがい程度が県内で繁殖し、安定的に存続できる状態となることを目指す。

(2) 中長期的な目標

中期的な目標として、概ね10～15年後に100つがい程度が県内で繁殖し、安定的に存続できる状態となることを目指す。

長期的な目標として、保護に取り組む各主体だけでなく、現在農業関係者を中心に行っている普及啓発を地域住民まで広げ、住民と共にアカモズの保全を実施することで、アカモズと地域が共生する社会を目指す。

3 事業の区域

(1) アカモズの現在の繁殖地

(2) 過去10年以内に繁殖が確認されていた地域

(3) 種分布モデル等で繁殖適地と判断された地域

4 保護回復のために取り組むべき事項

(1) モニタリング

(2) 卵や雛の捕食低減

(3) 観察者・撮影者による悪影響の回避

(4) 普及啓発

(5) 生息域外保全との連携

(6) その他

自然保護課

長野県告示第74号

関東地方整備局長野国道事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和8年2月26日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量 基準点測量、水準測量、三次元点群測量

2 作業期間

令和7年9月9日から令和7年12月26日まで

3 作業地域

上田市、東御市

建設政策課

長野県告示第75号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県諏訪建設事務所及び諏訪市役所に備え置きます。

令和8年2月26日

長野県知事 阿部守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	緯度及び経度
四賀	長野県諏訪市大字四賀の区域内の土地のうち、次の1点から7点までを順次結んだ線及び1点と7点を結んだ線に囲まれた土地の区域	諏訪市	四賀		1点 北緯 36度01分12秒2666 東経 138度08分17秒5395
					2点 北緯 36度01分12秒8603 東経 138度08分17秒7986
					3点 北緯 36度01分13秒8122 東経 138度08分20秒4176
					4点 北緯 36度01分14秒7349 東経 138度08分24秒4993
					5点 北緯 36度01分12秒4955 東経 138度08分24秒4925
					6点 北緯 36度01分12秒3326 東経 138度08分21秒6840
					7点 北緯 36度01分12秒5557 東経 138度08分21秒3609

砂防課

長野県告示第76号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県諏訪建設事務所及び富士見町役場に備え置きます。

令和8年2月26日

長野県知事 阿部守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	緯度及び経度
本郷	長野県諏訪郡富士見町大字立沢の区域内の土地のうち、次の1点から9点までを順次結んだ線及び1点と9点を結んだ線に囲まれた土地の区域	諏訪郡 富士見町	立沢		1点 北緯 35度55分36秒7868 東経 138度15分49秒6044
					2点 北緯 35度55分37秒3869 東経 138度15分49秒4203
					3点 北緯 35度55分37秒4411 東経 138度15分49秒8684
					4点 北緯 35度55分37秒5154 東経 138度15分50秒2874
					5点 北緯 35度55分37秒6630 東経 138度15分50秒6960
					6点 北緯 35度55分37秒6510 東経 138度15分51秒1004
					7点 北緯 35度55分37秒6644 東経 138度15分51秒8908
					8点 北緯 35度55分37秒1088 東経 138度15分51秒9803
					9点 北緯 35度55分36秒9480 東経 138度15分50秒4197

砂防課

長野県諏訪建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和8年3月17日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和8年2月26日

長野県諏訪建設事務所長 木下英樹

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 下諏訪辰野線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
岡谷市川岸中2丁目2333番の12地先から 岡谷市川岸中3丁目3399番地先まで	旧	m 9.0～16.0	km 0.8893
同 上	新	14.0～19.8	0.8740

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和8年3月17日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和8年2月26日

長野県飯田建設事務所長 折井克壽

- 1 (1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 151号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
下伊那郡阿南町新野3723番の259地先から 下伊那郡阿南町新野3719番の37地先まで	旧	m 9.3～42.1	km 0.1265
同 上	新	9.3～36.2	0.1184

(区域を変更する期日：令和8年3月1日)

- 2 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 伊那生田飯田線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
下伊那郡松川町元大島2673番の3地先から 下伊那郡松川町生田542番の2地先まで	旧	m 5.8～19.5	km 0.7359
		----- 11.0～26.1	----- 0.9350
同 上	新	11.0～26.1	0.9350

(区域を変更する期日：令和8年3月1日)

道路管理課

長野県松本建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和8年3月17日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和8年2月26日

長野県松本建設事務所長 唐澤 則夫

- 道路の種類 県道
- 路線名 丸子信州新線
- 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
東筑摩郡麻績村麻3265番の43地先から 東筑摩郡麻績村麻3265番の8地先まで	旧	8.8 ~ 15.5 m	0.1122 km
同 上	新	8.8 ~ 15.5	0.1122

道路管理課

長野県大町建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和8年3月17日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和8年2月26日

長野県大町建設事務所長 柳澤 豊茂

- 道路の種類 県道
- 路線名 川口大町線
- 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
大町市八坂字田ノ入20394番の2地先から 大町市八坂字奥へび下20257番の3地先まで	旧	4.5 ~ 10.0 m	0.1600 km
同 上	新	4.5 ~ 10.0	0.0400
		4.0 ~ 31.1	0.1610

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和8年3月17日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和8年2月26日

長野県北信建設事務所長 西山 広一

- 道路の種類 県道
- 路線名 箕作飯山線

3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
飯山市大字照岡字橋場202番の5地先から 飯山市大字照岡字橋場204番の6地先まで	旧	8.0 ~ 9.9 m	0.0140 km
同 上	新	8.0 ~ 12.0	0.0140

道路管理課

長野県松本建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和8年3月17日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和8年2月26日

長野県松本建設事務所長 唐澤 則夫

- 1 路 線 名 丸子信州新線
- 2 供用を開始する区間
東筑摩郡麻績村麻3265番の43地先から
東筑摩郡麻績村麻3265番の8地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和8年2月26日

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和8年3月17日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和8年2月26日

長野県北信建設事務所長 西山 広一

- 1 路 線 名 箕作飯山線
- 2 供用を開始する区間
飯山市大字照岡字橋場202番の5地先から
飯山市大字照岡字橋場204番の6地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和8年2月26日

道路管理課